

# 受動喫煙防止対策セミナーを開催

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会群馬県支部（群馬労働基準協会連合会）では、この程、平成 30 年度の受動喫煙防止事業に基づき、前橋（9 月 4 日（火）、ベイシア文化ホール）と渋川（10 月 11 日（木）、ホワイトパーク）の 2 地区において、労働衛生コンサルタントの柿沼泰明氏、日本たばこ産業株式会社上信越支社の社会環境推進課長の阿部親公氏の 2 氏を講師に招き、「受動喫煙防止対策セミナー」を開催しました。

同セミナーは、平成 25 年度に伊勢崎地区で初の開催をしたのを皮切りに、各地区で順次開催してきました。

今日、自分の意思にかかわらず、他人が吸うタバコの煙を吸わされてしまう「受動喫煙」が問題になっています。喫煙が健康に害を及ぼすのは、吸っている本人は勿論、吸わない周りの人にも悪影響を与えますが、有害物質は、喫煙者本人が吸う煙（主流煙）より、タバコが燃焼している煙（副流煙）に多く含まれているとも言われています。

平成27年6月より、労働安全衛生法の改正で、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となっています。

一方、本年6月、東京都では、飲食ができない喫煙専用室を認めたものの、従業員を雇用している飲食店を原則全面禁煙とする条例を定めました。また、本年7月、国においても、健康増進法改正案が今国会で成立し、客席100㎡以下を例外としつつ、飲食店での禁煙を定め、受動喫煙の対策強化を図っています。

本セミナーは、このような情勢を踏まえながら、事業場の経営者や人事・労務・安全衛生担当者を対象に、「職場の受動喫煙防止対策」の具体的な進め方についてわかり易く解説していただきました。



前橋地区での会場の模様



渋川地区での会場の模様